

令和7年度備中流!産業による地域おこし支援事業（専門家派遣）委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度備中流!産業による地域おこし支援事業（専門家派遣）委託業務

2 目的

備中地域の地域資源を活用した産業による地域おこしの取組を通じて、地域資源の認知度を高め地域経済の活性化につなげるとともに、経済活動の自立による人材の定着を図るため、支援対象者の実情に応じ、課題解決に必要な指導・助言を行う。

3 業務内容

(1) 概要

意欲ある産業による地域おこしの取組を行う個人・団体（以下「支援対象者」という。）に対し、経営・技術・財務・法律などの専門家を派遣し、事業計画・資金計画の策定、商品開発や販路開拓など課題解決に向けた、きめ細やかなアドバイスを行う。

(2) 支援対象者

備中流!産業による地域おこし支援事業の申込者の中から、備中県民局が選定する5者。

支援対象者の選定に当たっては令和7年6月9日（月）、10日（火）、11日（水）に実施するヒアリングを経て決定するものとし、受託事業者は当該ヒアリングへの同席するものとする。

なお、支援対象者の募集は備中県民局が実施する。

(3) 支援の内容

支援対象者が抱える課題（事業計画・資金計画の策定、商品開発や販路開拓など）を解決するため課題に応じた専門家を選定し、専門家を派遣するものとする。

(4) 専門家の選定

受託者は上記ヒアリングなどを通じ、支援対象者が抱える課題解決に適した専門家を選定し、支援対象者と協議した上で派遣する専門家を決定すること。

(5) 派遣回数

専門家の派遣回数については、支援対象者ごとに5回程度とする。

(6) 専門家への謝金

専門家への謝金は委託限度額内に含めるものとする。

(6) その他

ア 受託者は専門家との連絡・調整、謝金の支払い等一切の業務を実施すること。

イ 支援対象者の経費負担は無償とする。

4 業務に係る留意事項

- (1) 受託者は、委託業務を適正かつ円滑に実施するため、県民局と密接な連絡を行うとともに、業務を実施する上で疑義が生じた場合には、速やかに県民局と協議すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、知り得た企業秘密、個人情報その他秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。また自己の利益のために使用してはならない。この契約の終了後も同様とする。
- (3) 委託契約締結、業務の実施に際して取得した著作権については、県民局に帰属する。
- (4) 受託者は、委託業務に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存するものとする。

5 実績報告書等の提出

受託者は、業務が終了したときは、速やかに別途指示する実績報告書及び収支決算書を県民局へ提出すること。

6 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

7 委託限度額

1,998,665円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

8 その他

事業実施に当たって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県民局と受託者が協議を重ねながら実施するものとする。